

マイナ保険証Q&A

Q1	マイナ保険証を持っていません。今、持っているカード型の保険証はいつまで使えますか？
A	経過措置として令和7年12月1日まで使用することができます。それ以降は使用することができませんので、「マイナ保険証」もしくは「資格確認書」にて受診してください。
Q2	カード型の保険証を持っていますが、「マイナ保険証」を作りました。カード型の保険証は自分で破棄してもよいですか。
A	カード型の保険証は令和7年12月1日まで使用できます。医療機関等によっては、マイナ保険証での受診ができない場合もありますので、令和7年12月1日まではマイナ保険証と「資格情報のお知らせ」とあわせて管理してください。令和7年12月2日以降はご自身で破棄していただいて構いません。
Q3	カード型の保険証を紛失してしまいました。どうしたらよいですか。
A	ただちに資格確認証類回収不能・滅失届をご提出ください。当組合でマイナ保険証の保有状況を確認後、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を交付いたします。
Q4	カード型の保険証を持っていますが、マイナ保険証を持っていません。今回、婚姻に伴い、氏名が変更となりました。その場合はどうすればよいですか。
A	お持ちの保険証と併せて情報変更(訂正)届をご提出ください。当組合でマイナ保険証の保有状況を確認後、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を交付いたします。

※各種届出は事業所様経由でのご提出をお願いしております。

マイナ保険証Q&A

Q5	マイナ保険証ってどうやって作ることができるのですか。
A	マイナンバーカードと健康保険証の紐づけはご自身で行います。 ・マイナポータルから行う ・医療機関等のカードリーダーから行う ・セブン銀行ATMから行う いずれかの方法で作ることができます。
Q6	マイナ保険証を解除したいのですが、どうしたらよいですか。
A	解除をご希望の場合は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」をご提出ください。 解除までに2か月程度の時間を要することを予めご了承ください。 新たに「資格確認書」を交付いたしますので、医療機関等を受診の際にはそちらをご提示ください。 なお、カード型の保険証をお持ちの方はカード型の保険証をご使用ください(令和7年12月1日まで使用可)
Q7	マイナ保険証を保有していれば、住所を変更した場合や資格情報が変更となった場合は健保へ届出する必要はないのですか？
A	マイナ保険証を保有していても、従来どおり、届書の提出は必要になります。 住所が変更になった場合・・・「住所変更届」 資格情報が変更になった場合・・・「情報変更(訂正)届」 当組合までご提出ください。

※各種届出は事業所様経由でのご提出をお願いしております。

マイナ保険証Q&A

Q8	資格取得届に「資格確認書」の申請理由を記入しましたが、届書を提出後にマイナ保険証を作りました。手元に届いた「資格確認書」はどうしたらよいですか。
A	「資格確認書」を使用しない場合は当組合まで返納ください。なお、有効期限内は「資格確認書」は使用することができますので、お持ちいただいても構いません。(医療機関等によってはマイナ保険証で受診ができないため)有効期限が切れた後は返納不要です。
Q9	退職後は「資格確認書」はどうしたらよいですか。
A	退職後は「資格確認書」は使用できません。 「資格確認書」の有効期限内に退職された場合は、当組合まで返納ください。 有効期限が切れた「資格確認書」は返納不要となりますので、ご自身で破棄してください。
Q10	有効な「資格確認書」を紛失してしまいました。どのような手続きが必要ですか？
A	「資格確認書」の再交付を希望される場合(マイナ保険証をお持ちでない方)は、資格確認書(再)交付申請書に必要事項をご記入の上、当組合までご提出ください。(申請理由には「H」とご記入ください。) マイナ保険証をお持ちの場合は、「資格確認証類回収不能・滅失届」をご提出ください。
Q11	「資格確認書」の有効期限が切れた場合はどうしたらよいですか。
A	有効期限が切れた「資格確認書」は返納不要です。ご自身で破棄してください。 当組合でマイナ保険証をお持ちでないことが確認できた場合、新たな「資格確認書」を交付いたします。

※各種届出は事業所様経由でのご提出をお願いしております。

マイナ保険証Q&A

Q12	「資格情報のお知らせ」は何のためにあるのですか？
A	被保険者等の情報が正しく登録をされたことをお知らせする目的で発行しています。 また、当組合の現金給付や保健事業の申請の際に被保険者等の記号・番号の確認に必要になります。 そのため、大切に保管してください。 なお、「資格情報のお知らせ」はマイナンバーカードと併せて医療機関に提示することで医療機関等に受診が可能です。
Q13	「資格情報のお知らせ」を紛失してしまいました。再発行できますか。
A	「資格情報のお知らせ」はマイナポータル上でも確認できますので、そちらをご利用ください。 なお「資格情報のお知らせ」再交付申請書を提出していただければ再交付は可能です。
Q14	「資格情報のお知らせ」を持っているのに、健保から再度届いた場合はどうしたらよいですか？
A	当組合から、新しい「資格情報のお知らせ」が届いた場合は、資格情報等に変更があった方となります。 旧「資格情報のお知らせ」は当組合まで返納ください。万が一、紛失等にて返納できない場合は「資格確認証類回収不能・滅失届」をご提出ください。 <再交付の主な例> 70歳に到達したとき(負担割合が記載されるようになります) 取得日の訂正など資格情報が変更となったとき
Q15	退職後は「資格情報のお知らせ」はどうしたらよいですか？
A	「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等に受診できないため、返納は不要です。ご自身で破棄してください。

※各種届出は事業所様経由でのご提出をお願いしております。

マイナ保険証Q&A

Q16	「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」に記載されている情報に誤りがあった場合はどうすればよいですか？
A	ただちに誤っている証類と併せて「情報変更(訂正)届」をご提出ください。新しい証類を交付いたします。
Q17	令和7年12月1日以降、現在のカード型の保険証を持っている人はどのように医療機関等を受診したらよいですか。
A	マイナ保険証をお持ちでない方には当組合より「資格確認書」を交付いたします。 カード型の保険証が使えなくなる前に、交付を予定しております。(時期が決まり次第、ホームページ上でお知らせします。) すでにマイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証での受診をお願いします。
Q18	医療機関等への受診するにはどうすればよいですか。
A	いずれかの方法で受診可能です。 1.マイナ保険証 2.マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」またはマイナポータル上の「医療保険の資格情報」 3.資格確認書(有効期限あり) 4.カード型の保険証(令和7年12月1日まで使用可)
Q19	マイナポータルって何ですか。
A	行政手続きがワンストップで行える政府が運営するオンラインサービスです。ご自身の医療保険の資格情報・薬の情報や特定健診結果を確認することができます。

※各種届出は事業所様経由でのご提出をお願いしております。

マイナ保険証Q&A

Q20	マイナンバーカードには有効期限はありますか？
A	<p>マイナンバーカードの表面に有効期限が記載されています。</p> <p>18歳以上の場合は、発行から10回目の誕生日まで 18歳未満の場合は、発行から5回目の誕生日まで</p> <p>《電子証明書の有効期限》 年齢に関わらず、発行から5回目の誕生日まで ※カードの表面には電子証明書の有効期限欄には印字はされておりません。 市区町村の窓口で記入してもらうかご自身でご記入してください。</p> <p>なお、有効期限が切れる前(2～3か月前)に「有効期限通知書」が届きますので、実際の手続きについてはそちらをご確認ください。</p>

※各種届出は事業所様経由でのご提出をお願いしております。

マイナ保険証Q&A

Q21	マイナンバーカードを紛失してしまいました。どのような手続きが必要ですか。
A	<p><STEP1> まずマイナンバーカードの一時利用停止を行ってください。 マイナンバー総合フリーダイヤル:0120-95-0178(音声ガイダンス2番) マイナンバーカードの再発行を希望される場合は、お住まいの自治体に再交付の申請手続きを行ってください。</p> <p><STEP2> ※ご自身の状況によって対応が異なります。</p> <p>①マイナ保険証をお持ちの方(カード型の保険証をお持ちでない方)の場合</p> <p>「資格確認書(再)交付申請書」をご提出ください。紛失後、すみやかに医療機関等に受診できるように「資格確認書」を交付いたします。マイナンバーカードを紛失すると新たな個人番号が割り当てられます。個人番号がわかり次第、「個人番号届」をご提出ください。</p> <p>②カード型の保険証をお持ちの方・資格確認書をお持ちの方の場合</p> <p>マイナンバーカードを紛失すると新たな個人番号が割り当てられます。個人番号がわかり次第、「個人番号届」をご提出ください。</p>

※各種届出は事業所様経由でのご提出をお願いしております。